

国土交通省住宅局建築指導課

パブリックコメント担当 御中

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案【第 1 条の 3・第 3 条部分】に対する意見

- ・氏 名 牧 村 功（マキムラ イサオ）
- ・住 所 〒105-0014 東京都港区新橋 6-9-6 12 東洋海事ビル
- ・所 属 社団法人 建築設備技術者協会 会長
- ・電話番号 03-5408-0063 FAX 03-5408-0074 電子メールアドレス info@jabmee.or.jp

（下記対象資料のうち資料 1、資料 2、資料 4 について意見を述べた。）

- 資料 1 第 1 条の 3（建築物の確認申請書）
- 資料 2 第 2 条の 3（建築設備の確認申請書（新設））
- 資料 3 第 3 条（工作物の確認申請書）
- 資料 4 別記第 2 号・第 3 号様式（確認申請書・建築計画概要書）の新旧対照表
- 資料 5 別記第 3 号の 2～第 3 号の 6 様式（構造計算概要書等の様式（新設））

資料 1 に関する意見

- 1) 資料 1 において、以下に記した部分に、「構造」または「構造詳細図」との表現にて、図書の提示を要求しているが、「構造」ならびに「構造詳細図」との表現からは、実際に設置する寸法、構造に言及する内容を求められているとも解釈できる。しかし、確認申請時点において、日本における現状の社会的な発注形態からはメーカーや施工方法に委ねる部分があり、記載することが適切ではないものも多い。よって、構造詳細図、構造図との記載を改め、具体的な内容（例えば、従来と同様に仕様、系統図、平面図など）として頂きたい。

【第一条の三の 1 表二（十四）（p29）】「消火設備の構造詳細図」「消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造」

【第一条の三の 1 表二（十四）（p32）】「非常用の排煙設備の構造詳細図」

【第一条の三の 1 表二（十四）（p32）】「非常用の照明装置の構造詳細図」

【第一条の三の 1 表二（十四）（p33）】「非常用の排水設備の構造詳細図」

【第一条の三の 4 表一（一）（p137）】「換気扇の構造詳細図」「中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造」

【第一条の三の 4 表一（八）（p145）】排煙設備の構造詳細図として「排煙口の構造」「排煙風道の構造」

【第一条の三の 4 表二（八）（p146）】「照明設備の構造」

【第一条の三の 4 表二（九）（p156）】「配管設備の構造」「安全装置の構造」「水栓の開口部の構造」

- 2) 【第一条の三の 4 表二（九）（p155）】「給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置」を記載することは配管、配電管の数、サイズに大きくばらつきがあり、すべてを記載する目的が不明確である。建築構造に影響する配管を優先して記載する最小サイズを規定す

るなど明確化していただきたい。なお、防火区画を貫通する配管の処理は従来とおり、仕様書により、その施工法の規定によって、性能を規定することが可能と考える。

- 3) 第4項 表一【(四)法第三十二条に関する規定が適用される電気設備】各階平面図 常用の電源及び予備電源の種類及び位置については、その表現方法を明確にされたい。
- 4) 第4項 表一【(九)法三十六条に関する規定が適用される建築設備令第二百二十九条の三第一項及び第二項第一号並びに第二百二十九の四から第二百二十九の十一までに係る規定が適用されるエレベータ】・エレベータの強度検証法により検証した際の計算書、【令第二百二十九条の一三の二及び第二百二十九の一三の三からに関する規定が適用される非常用エレベータ】【令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに第二百二十九の一三に関する規定が適用されるエスカレータ】・エレベータの荷重を算定した計算書 ・エレベータの仕様材料表、第五項第三号【認証型式部材等の有する建築物に係わる確認申請書】 (八)エレベータの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物 (九)エスカレータを有する建築物 における詳細仕様・詳細図は、昇降機メーカーを特定しないと記載ができない項目を除くこととして頂きたい。

資料2に関する意見

- 1) 第一項イ次の表 建築物の確認申請と同時に申請される場合、付近見取り図、配置図、各階平面図は、関連図面による整合を徹底させる観点から、建築物の確認申請書に添付される図書・図面を参照することとし、建築設備に関する確認申請には添付しないこととして頂きたい。また、建築物の確認申請書に添付する図面が建築設備に関する確認申請書に添付する図面で重複している。どちらかにまとめるようにして頂きたい。
- 2) 第二項 次の表【認証型式部材等の有する建築物に係わる確認申請書】(五)エレベータの部分で昇降路及び機械室以外のもの (九)エスカレータ における詳細仕様・詳細図は、昇降機メーカーを特定しないと記載ができない項目を除くこととして頂きたい。

資料4に関する意見

今回、提示された「資料4」改正案において、建築士とともに【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】の記載を規定されたことは、基準法改正の目的に則った事項として、評価できる。ただし、記載内容としては、イ.氏名、ロ.勤務先、ハ.郵便番号、ニ.所在地、ホ.電話番号、ヘ.意見を聴いた設計図書となっており、意見を聴くにふさわしい建築設備の専門家としての資格の記載が不明確と思われる。

建築設備六団体協議会などを通じ、意見、要望してきたように、建築設備士は建築士へのアドバイザー以上の能力、実績を備え、実質的な設計を担っているとともに、現状直面している多数の申請業務などに対応するに十分な資格者数を有している。また、現行の建築士法においても、建築確認申請書をはじめとする建築主が交付すべき書面に記載する事項として、建築士の氏名とともに、業務に従事する建築設備士の氏名記載を行ってきた。さらに、多くの司法機関、行政機関、公団などで建築設備士の人数などを記載する欄を有するなど社会的な責務を担い、評価を得ているものと確信する。

以上から、建築基準法改正案は建築士法改正案第20条第5項にある「国土交通大臣が定める資格を有する者」として、建築設備士を定め、建築設備士の氏名、登録番号を記載するよう【別添】要望の通りとして頂きたい。

【別添】資料4の改正案に対する要望

改 正 案	要 望
<p>【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】 (代表となる建築設備に関し意見を聴いた者) 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 意見を聴いた設計図書】</p> <p>(その他の建築設備に関し意見を聴いた者) 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【ヘ. 意見を聴いた設計図書】</p> <p>(略)</p> <p>(注意) (略) 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合 (設計に係る場合に限る。)に、同項に定める資格 を有する者について記入し、所在地は、(以下略)</p>	<p>【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】 (代表となる建築設備に関し意見を聴いた<u>建築設備士</u>) 【イ. 氏名】 【ロ. <u>建築設備士登録番号</u>】第 - 号 【ハ. 勤務先】 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】</p> <p>(その他の建築設備に関し意見を聴いた<u>建築設備士</u>) 【イ. 氏名】 【ロ. <u>建築設備士登録番号</u>】第 - 号 【ハ. 勤務先】 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】</p> <p>(略)</p> <p>(注意) (略) 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(設計 に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者(<u>建 築設備士</u>)について記入し、所在地は、(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>